

公の施設・窓口へのキャッシュレス決済・POS システム及びレ
ジ導入業務に関する情報提供招請(RFI)について

令和6年9月

神戸市企画調整局デジタル戦略部

情報提供依頼（RFI）の概要

1 情報提供依頼（RFI）の背景と目的

1.1 業務名

公の施設・窓口へのキャッシュレス決済および POS レジ導入業務

1.2 背景と目的

神戸市では、多様な支払い方法の提供による市民の利便性の向上と、市の収納業務の効率化を図るため、公の施設・窓口にキャッシュレス決済を導入してきました。

この度、本市の現行のキャッシュレス決済端末機の運用保守期間が令和 8 年 3 月末で満了することに伴い、次期キャッシュレス決済端末機と POS システム及びレジの一括導入を検討しています。

本 RFI は、予算要求に向け、公の施設・窓口へのキャッシュレス決済および POS システム及びレジ業務の調達に係る情報提供を依頼するものです。

2 情報提供依頼内容

2.1 提示資料

本依頼では、以下の資料を提示します。

1. 各種要件	
1.1 RFI 仕様書	機器等調達業務、運用・保守業務、指定納付受託業務等に係る要件を取りまとめた資料

2.2 情報提供依頼内容

各資料に基づき、以下の回答様式に対し、情報・資料の提供を依頼します。

2. 回答様式		
様式 1 見積書 ※任意様式可	必須	本業務に係る以下の費用に係る見積を記載する様式 ・初期費用（機器・付属品等の調達、設置・設定業務等） ・ランニング費用（運用・保守等） ・決済手数料率
様式 2 意見回答書	任意	(1) POS レジによる納付書等のバーコード読み取り機能追加の可否について (2) 仕様書中で対応できない内容について (3) WEB 口座振替サービスについて 上記について意見・回答を記載する様式
様式 3 類似業務実績一覧表	必須	都道府県、市区町村、中央省庁等において、本案件と類似する業務を受託した実績の様式

2. 回答様式			
	様式 4 質問票	任意	本業務に係り、本市に質問・確認したい事項を記載する様式
	概要資料 ※任意様式可	必須	キャッシュレス端末機や POS レジ機能 (POS レジやディスプレイの対応ができるメニュー数など含む) および構成機器等の仕様がわかる資料等

3 実施期間

3.1 実施期間

令和 6 年 9 月 10 日 (火) ~ 令和 6 年 9 月 25 日 (水)

3.2 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。

- 期限 : 令和 6 年 9 月 17 日 (火) 17 時まで
- 提出方法 : 本文に参加の旨と連絡担当者を記載した電子メールを送付
- 送付先 : 「4. 4. 提出先及び問合せ先」を参照ください。
- 表題 : 【公の施設へのキャッシュレス導入業務に係る RFI】参加表明(参加者名)

4 情報提供の方法

4.1 情報提供の様式

「2. 2. 情報提供依頼内容」に示した内容・回答様式に沿って情報提供をお願いします。
全体の概要説明や補足等の追加説明が必要な場合につきましては、所定の様式に限らず、貴社の様式にて回答いただいても構いません。

4.2 質疑応答

仕様書の内容等に係る質疑の受付・回答は、原則として電子メールで行います。

(1) 質問方法

本招請について質問がある場合は、以下の要領にてご連絡ください。

- 提出期限 : 令和 6 年 9 月 17 日 (火) 17 時まで
- 提出物 : 「2. 2 様式 4 質問票」
- 通知方法 : 質問票を添付し電子メールを送付
- 送付先 : 「4. 4. 提出先及び問合せ先」を参照ください。
- 表題 : 【公の施設へのキャッシュレス導入業務に係る RFI】質問送付(参加者名)

(2) 質問の回答

質問内容に関する回答は、以下のとおりとします。

- 回答予定 : 令和6年9月20日(金)12時まで
- 回答方法 : 参加事業者に電子メールで回答します。

4.3 提出期限

令和6年9月25日(水)17時までとします。

- 後日、本市から問い合わせする場合がありますので、必ず連絡先(担当部署、担当者名、住所、電話番号及びメールアドレス)の御記入をお願いします。

4.4 提出先及び問合せ先

担当：神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当

TEL：078-322-5308

E-mail：digital_kikaku@office.city.kobe.lg.jp

4.5 提出方法

電子データにてご提出をお願いします。様式類は編集不可の形式に変換せずに、もとの形式での提供をお願いします。

5 その他

- (1) 提出資料は返却いたしません。
- (2) 提出資料については、神戸市情報公開条例第10条(2)イに該当するもの(公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの)として非公開とします。
- (3) 情報提供に要した費用は、貴社の御負担になりますので御了承ください。
- (4) 資料中の取組みは検討中のものであり、将来的な実施を確約するものではありません。また、今回資料を御提出いただいたことにより貴社に将来入札に応じる義務が生じたり、貴社に特別の地位を約束したりすることは一切ありません。
- (5) 情報提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせて頂く場合があります。